

出題のねらい

【1】古代・中世、文化・外交の分野

令和の出典にもなった日本最古の歌集『万葉集』、および蒙古襲来に至った外交関係についての基礎的な知識を史料から問いました。

【2】近世、政治の分野

豊臣秀吉が実施した太閤検地と刀狩令について取り上げ、その狙いについて史料に即して理解しているかを問いました。

【3】近代、政治・外交の分野

条約改正交渉の流れについて、基本的な事項が理解できているかを問いました。

多くの歌を残し、『万葉集』の編者かもしれないと言われている人物です。

史料Bは、フビライから日本国王に出された文書で、蒙古の牒状と呼ばれています。前半は中国の周辺諸国や高麗にならって日本も使者を派遣し友好関係を結ぶように呼びかけていますが、後半は軍を派遣させるような事態にならないよう取り計らいなさいと、やや高圧的な態度を示していて、この何度かのやりとりを鎌倉幕府が無視したため、九州北部に大軍が押し寄せてくる事態となりました。設問では、内容の大筋が理解できているかを問いました。

【1】

【解答】(43点)

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 万葉集 | (3点) |
| (2) かぐやま うねび みみなし | (各3点×3) |
| (3) 庚午年籍 | (3点) |
| (4) ぬかたのおおきみ | (3点) |
| (5) (近江)大津宮 | (3点) |
| (6) d 大伴旅人 e 大伴家持 | (各3点×2) |
| (7) フビライ(=ハン) | (3点) |
| (8) 高麗(国) | (3点) |
| (9) 日本から一度も使者の派遣がなく、友好関係を築けていない。 | (5点) |
| (10) 軍兵を派遣することにならないよう通好を求めている。 | (5点) |

【解説】

史料Aは『万葉集』に収録されている歌で、代表的な五首を選んでいきます。原文に訓付きのa・bは、万葉第一期の作品で、それぞれ天智天皇と大海人皇子の妻であった額田王によって詠まれました。

aは、後に藤原宮の基準にもなる大和三山(耳成山・香具山・畝傍山)が夫婦の関係に擬人化された歌です。

bの歌は、白村江の戦いに至る百済救援の途次に、愛媛県松山市で詠まれたものと考えられています。白村江での大敗の後、中大兄皇子(後の天智天皇)は、近江大津宮に都を移しました。ところが、数年後に崩御し、都は再び飛鳥に戻されることになります。都ではなくなった近江大津宮は、ひじょうに荒れ果てた状態になっていたようです。その様子を詠んだのがcの歌です。

d・eの歌は、大伴氏親子の歌です。dは、酒を讃むる歌十三首のうちの一詩で、大伴旅人の大宰帥時代の歌です。その子の家持は、『万葉集』の中に最も

【2】

【解答】(34点)

- | | |
|------------------|----------|
| (1) a 太閤検地 b 京枅 | c 石高(村高) |
| d 検地帳 e 一地一作人(制) | f 国絵図 |
| (各3点×6) | |
| (2) なでぎり | (2点) |
| (3) 出羽(羽州) | (2点) |
| (4) 刀狩令 | (2点) |
| (5) 一揆 | (2点) |
| (6) ポルトガル 種子島 | (各2点×2) |
| (7) 方広寺 | |
| 大坂冬の陣(大坂の役・大坂の陣) | |
| (各2点×2) | |

【解説】

豊臣秀吉が実施した中心的政策に関する設問です。1590年のものである史料Bは、秀吉が検地奉行である浅野長政に太閤検地の心得を伝えた際の書状の一部です。一方、1588年のものである史料Cは、秀吉が筑前の大名となっていた小早川隆景へ送った刀狩令の一部です。

史料Bは、小田原平定直後に行われた奥州総検地に際し送られました。城主であろうが百姓であろうが、言うことを聞かない者は「なでぎり」にしてもよいと記されるように、検地に対する秀吉の強硬な姿勢をうかがうことができます。この太閤検地によって、統一的な基準によって生産高を把握し、それに応じて課税することが可能となりました。さらには、従来の複雑な土地所有関係を大幅に整理して、年貢を取る武士と耕作する百姓に二分化すること、つまり兵農分離も太閤検地の目的の一つでした。それ以前は、平時は農業に従事しつつ戦時には兵士として従軍するという者も少なくなく、身分的に不安定な社会でした。太閤検地は、それを刷新して、社会の安定化を目指す政策といえます。

こうして兵農分離を進めていくとともに、それによって成立した社会を固定化するため、史料Cの刀狩令を施行しました。秀吉は、新たに京都に造立する方広寺大仏殿の釘やかすがいに転用するという口実で、百姓から武器を奪います。対象となったのは刀だけではなく、鉄砲なども含む武具全般でした。これによって、百姓は一揆を起こす手段が奪われるとともに、刀を持つ武士身分と刀を持たない百姓身分に明確に分けられたのです。

【3】

【解答】(23点)

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 三大事件建白書 | (2点) |
| (2) a 治外法権 b 内地雑居 | (各2点×2) |
| (3) 高知県 | (2点) |
| (4) 伊藤博文 | (2点) |
| (5) 井上馨 | (2点) |
| (6) 外国人判事を任用し、各裁判所判事の過半数を占めさせること。 | (5点) |
| (7) 日英通商航海条約 | (2点) |
| (8) 陸奥宗光 | (2点) |
| (9) 小村寿太郎 | (2点) |

【解説】

井上馨の条約改正交渉の失敗を機におこった三大事件建白運動および、その後、本格的に進められる条約改正の経過についての設問です。

史料Aは、三大事件建白書です。1887年、井上の条約改正案への反対運動に端を発し、片岡健吉ら自由民権運動家が言論の自由・地租軽減・外交失策挽回の3項を主張する建白書を元老院に提出して政府を攻撃しました。その後星亨や尾崎行雄の指導で運動は3府35県にまで拡大しました。事態の進展を恐れた政府は、条約改正会議の無期延期と井上外相の辞職を決め、さらに保安条例を公布して運動の中心人物を東京から追放しました。井上の条約改正案を撤回させることには成功しましたが、逮捕者が続出し、これにより三大事件建白運動はしだいに終息していきました。ただしそれは、この運動のなかで提起された大同団結運動、自由党の再興、初期議会下での民権運動へと引き継がれていったのです。

史料Bは、日英通商航海条約です。1894年、駐英公使青木周蔵がイギリス外相キンバリーと調印し、99年に発効した最初の対等条約です。日本はこの条約に準じて、他の欧米諸国とも法権回復の新条約を締結し、同時に発効させて、明治初年以来懸案の条約改正交渉に成功し、列強と対等の国際的地位にたちました。この条約で領事裁判権は廃止されましたが、関税自主権の回復は不完全だったので、さらに交渉は続けられ、1911年、改正条約(小村条約)を締結し、関税自主権の完全回復を実現しました。